

令和 8 年度益田市建設工事一般競争入札取扱方針

益田市が実施する建設工事一般競争入札については益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱等に定めるもののほか、この取扱方針による。

ただし、工事の内容等に特別な理由があるものについては、益田市競争参加資格審査会に諮り、別に定めるものとする。

また、益田市中心小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、工事の発注にあたっては、市内中小企業・小規模企業の入札等への参加する機会の確保に務めるものとする。

(1) 評点要件及び工事实績要件（要綱第 5 条第 2 項第 2 号）

※市内に営業所を有する者については全ての工事種別について総合点数（益田市建設工事入札参加資格者評定要領第 5 条）、その他の者については令和 7～8 年度益田市建設工事入札参加資格審査申請提出時の点数とする。

※品質の確保の観点から工事内容及びより高度な技術力を求める工事においては、さらに上位の点数以上とすることができる。

①土木一式工事（市内本店業者対象）

設計金額	総合点数要件	工事实績金額要件	工事实績数量等要件
5,000 万円以上	850 点以上	2,500 万円以上 1/2 程度	必要に応じて工種別細目の内容を 1/2 程度
2,500 万円以上 5,000 万円未満	750 点以上	1,000 万円以上 1/2 程度	
1,000 万円以上 2,500 万円未満	650 点以上 850 点未満	500 万円以上 1/2 程度	

②建築一式工事（市内本店・支店業者対象）

設計金額	総合点数要件	工事实績金額要件	工事实績数量等要件
1 億円以上	850 点以上	5,000 万円	必要に応じて工種別細目の内容を 1/2 程度
5,000 万円以上 1 億円未満	700 点以上	2,500 万円以上 1/2 程度	
1,000 万円以上 5,000 万円未満	650 点以上 850 点未満	500 万円以上 1/2 程度	

③とび・土工・コンクリート工事

(市内本店業者対象 ※法面工事は市内本店・支店業者対象)

設計金額	総合点数要件	工事実績 金額要件	工事実績 数量等要件
2,500万円以上	750点以上	1,000万円以上 1/2程度	必要に応じて工種 別細目の 内容を1/2 程度
1,000万円以上2,500万円未満	650点以上	500万円以上 1/2程度	

④水道施設工事（市内本店・支店業者対象）

設計金額	総合点数要件	工事実績 金額要件	工事実績 数量等要件
5,000万円以上	700点以上	2,500万円以上 1/2程度	必要に応じて工種 別細目の 内容を1/2 程度
2,500万円以上5,000万円未満	650点以上	1,000万円以上 1/2程度	
1,000万円以上2,500万円未満	600点以上	500万円以上 1/2程度	

⑤解体工事（市内本店業者対象）

設計金額	総合点数要件	工事実績
2,500万円以上	750点以上	類似の解体工事の施工実績
1,000万円以上2,500万円未満	650点以上	類似の解体工事の施工実績

⑥その他の工事（管・電気・舗装・塗装・造園等）（市内本店・支店業者対象）

設計金額	総合点数要件	工事実績 金額要件	工事実績 数量等要件
5,000万円以上	800点以上	2,500万円以上 1/2程度	必要に応じて工種 別細目の 内容を1/2 程度
2,500万円以上5,000万円未満	700点以上	1,000万円以上 1/2程度	
1,000万円以上2,500万円未満	600点以上	500万円以上 1/2程度	

(2) 許可区分

請負対象設計金額が原則 1 億円以上の工事については、特定建設業許可を標準とする。

ただし、工事内容を勘案し、建設業法上の制限に違反する下請契約が行われるおそれがないと認められる場合は、一般建設業許可も参加を認めるものとする。

(3) 施工実績要件（要綱第 5 条第 2 項第 3 号）

① 公共工事の受注実績区分

島根県内の公共工事において元請とする。ただし、必要に応じて島根県内→中国管内→全国の順に範囲を拡大する。また、工事内容により公共工事と限らない場合もある。

② 元請としての実績期間…原則、元請として過去 15 年間とする。

③ 公共工事の完成実績金額の上限

設計金額	完成実績金額（元請金額）
1 億円以上	5,000 万円

※ただし、施工実績及び発注状況等を考慮し金額を定めることができる。

(4) 配置技術者要件

① 専任の技術者要件

イ 工事 1 件の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければならない。（建設業法第 26 条）

ロ 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上を下請契約して施工する場合は、監理技術者を置かなければならない。（建設業法第 26 条）

② 配置技術者の資格要件

配置予定技術者の資格要件は、原則として下記の基準とする。

イ 建設工事（建築一式工事を除く）

工事の種類	設計金額	技術者資格要件
・土木一式工事 ・とび・土工・コン クリート工事	5,000 万円以上	1 級又は国土交通大臣特別認定者
	5,000 万円未満	上記の資格者若しくは 2 級
・水道工事 ・舗装工事	4,000 万円以上	1 級又は国土交通大臣特別認定者

・その他の工事	4,000 万円未満	上記の資格者若しくは 2 級
・設備工事(電気、管等) ・その他(防水・塗装等)の工事	4,500 万円以上	1 級又は国土交通大臣が建設業法第 15 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
	1,000 万円以上 4,500 万円未満	上記の資格者若しくは 2 級
	1,000 万円未満	上記の資格者若しくは建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者

ロ 建築工事一式

建築士法第 3 条、第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 の基準による。

③ 配置技術者の工事経験

工事内容に応じて、原則 2 級の技術者も可とする場合は工事経験を求めない。

④ 配置技術者の所属

市内の雇用や税収確保の観点から、市内本店業者、準市内、支店業者を対象とする工事にあつては、主任(監理)技術者は、原則、告示日の 3 ヶ月以前に市内の営業所に常駐する者として届け出ている技術者の配置を求める。

建築士法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百二号）

（一級建築士でなければできない設計又は工事監理）

第三条 左の各号に掲げる建築物（建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を新築する場合には、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデイトリアムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの
 - 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの
 - 四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物
- 2 建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合には、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前項の規定を適用する。

（一級建築士又は二級建築士でなければできない設計又は工事監理）

第三条の二 前条第一項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 前条第一項第三号に掲げる構造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三十平方メートルを超えるもの
 - 二 延べ面積が百平方メートル（木造の建築物にあつては、三百平方メートル）を超え、又は階数が三以上の建築物
- 2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 都道府県は、土地の状況により必要と認める場合には、第一項の規定にかかわらず、条例で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）を別に定めることができる。

（一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければできない設計又は工事監理）

第三条の三 前条第一項第二号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 2 第三条第二項及び前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「同項各号に規定する延べ面積（木造の建築物に係るものを除く。）」とあるのは、「次条第一項に規定する延べ面積」と読み替えるものとする。